

和歌山市長 大橋 建一 様

市民オンブズマンわかやま
代表 阪本 康文
代表 松井 和夫
連絡先 和歌山市十二番丁10番地
和歌山合同法律事務所内
TEL073-433-2241 FAX073-433-2767

厳しい対処，原因の調査究明と公表に関する公開質問状

和歌山市教育委員会の青少年課と文化振興課で明らかになった補助金不正流用事件について、関係の職員らを戒告や訓告という比較的軽い処分で見逃しを図ろうとしているようですが、対処が甘く、不正の原因究明や調査結果の公表が不十分であり、このままの見逃しは許されないと考えて、以下のとおり公開質問をさせていただきます。

裏金が再々発覚する大阪府のようにならないよう和歌山市は、今回の不正流用事件に厳しく対処し、原因を徹底的に究明して是正を図る必要があります、それが市民も望むところです。そのためには、次の5点が重要な課題といえます。

第一に、今回の不正流用事件は、刑事告訴しないですまされる問題ではないという点です。

今回の不正は、補助金請求の事務を補助金請求団体から委任を受ける形で代行した担当課の市職員が、一部のすでに解散、廃部している「母親子供クラブ」が存在するよう偽って補助金の交付請求を行い、通帳や印鑑を預かって入出金が自由になる口座に当該補助金の交付を受けて公金を騙取したという点にあります。これは、明らかに詐欺に該当する犯罪行為です。そして、市教委の説明によると、私的流用はないとしています、説明のつかない用途不明金や領収書のないものもあったとされています。

従って、領収書のない用途や用途不明金がある以上、市民からみれば、刑事告訴をしないのは極めて不自然であり、告訴を行い厳しく対処することが必要です。

第二に、補助金団体の事務を担当課の市職員が代行している実態を把握し是正することが必要だという課題です。

今回の不正流用を生んだ大きな原因として、補助金交付の担当課で、補助金交付請求に偽りがなければチェックすべき立場にある市職員が、補助金請求を行う団体の委任を受けて、補助金の請求や交付金の受領に必要な印鑑や通帳を預かり、当該事務の代行を行っていた点にあります。つまり、双方の事務を行っていたというあってはならない杜撰なことが黙認されてきたことに起因していると考えられます。それも2つの課で同様

の不正が判明したのですから、他の課においても、補助金業務に関連して双方の事務を行うことが横行している疑いも充分にあり、この点を調査・究明しないで、不正の一扫と是正は図れないというべきです。なお、公務でない補助金団体の事務を行うことは、職員に課せられている職務専念義務に反する行為であるから、不正流用をしていなくても該当行為があれば懲戒処分に値するといえます。

従って、あつてはならない補助金団体の事務を市職員が代行していないかどうかを調査・究明して、その結果を公表し、これを是正する必要があります。

第三に、実在する事務用品等が真実公金で購入されたものかどうかの照合調査を行う課題です。

市教委は、不正金の私的流用がないとの説明に、一部が業務に必要な事務用品費や消耗品費（パソコン購入やコピー機の修理等）に充当していたことを明らかにしました。不正流用が発覚する度に、業務に必要な事務用品費に当てられていたという弁明がよく聞かれますが、この際、業務に必要な事務用品の購入に充てられていた点に着目して、現存する事務用品等が正規の公金で購入されたものであるかを照合し、正規の公金で購入されていない事務用品等が存在しないかを調査・究明すれば、不正流用の実態も把握できるといえます。

従って、実在する事務用品等が真実公金で購入されたものかどうかを調査・究明することが必要です。

第四に、市役所全体での不正の究明が必要とする点です

今回、市の教育委員会の委員長が謝罪をして事件の説明を行っていましたが、しかし、今回の問題は、単なる市教委の事件に止まりません。発覚した青少年課は、2006年以前は市民部に所属していたものが、移管されて市教委の配属になったといえます。一方不正は、1991年度から行われていたといえますので、移管前から行われて引き継がれてきたものです。

従って、青少年課が従来所属していた市民部での実態解明は避けられませんし、信頼回復のためには市民部が統括する市長部局を含む市役所全体で不正が行われていなかったかの調査は必要不可欠といえます。

第五に、外部の者で組織される調査委員会による全庁調査が必要とする点です。

市教委委員長が、私的流用について、「関係した職員らがないとっており、性善説にたって一切ないと思う」と説明したと伝えられていますが、関係職員の口頭説明を疑

いもせず鵜呑みにするような内部の人達の調査では市民は納得できません。

従って、市民が納得し信頼がもてる市役所にするためにも、中立公平な外部の者で組織される調査委員会による全庁調査が是正とも必要といえます。

上記の指摘を踏まえた公開質問となっています。ご回答は一週間以内をお願いします。

【質問事項】

1 今回不正流用事件は、刑事告訴しないですまされる問題ではありません。速やかな告訴を求めますが、告訴されるか否かをご回答ください。刑事告訴しないという場合は、その理由をご説明ください。

2 補助金団体の事務を市職員が代行している実態を調査・究明することと、その結果の公表を求めます（存在した場合は、当該担当課名と補助金事業名の公表）が、すでに把握されている場合は、その実態をご回答ください。また、未調査の場合は、今後どう対応されるかについてご回答ください。当該調査を行わないとする場合は、その理由をご説明ください。

3 実在する事務用品等が公金で購入されたものかどうかの照合調査をすることと、その結果の公表を求めますが、どう対応されるかについてご回答ください。当該照合調査を行わないとする場合、その理由をご説明ください。

4 青少年課が不正を行っていた大半の期間が市民部の所属であったことから、市民部を統括しその最終責任者である市長も先頭に立って事件をめぐる対応をすべきであるといえますが、この点、市長はどのように考えていますか。

5 上記2, 3の調査も含めて中立・公平な外部の者で組織される調査委員会による全庁調査が必要と考えますが、調査委員会を設置されますか。また、全庁調査を行いますか。その対応をご回答ください。当該調査委員会の設置や全庁調査を行わないとする場合、その理由をご説明ください。

以 上